

富田林市下水道管渠長寿命化 P F I 事業に関する
事業者選定審査要件書

平成 3 0 年 1 2 月 1 0 日

富田林市

目次

| | |
|------------------------|---|
| 1 本書の位置付け | 1 |
| 2 審査の方法 | 1 |
| 2.1 入札方式 | 1 |
| 2.2 審査委員会 | 1 |
| 3 審査の手順 | 1 |
| (1) 資格審査 | 1 |
| (2) 入札価格審査 | 1 |
| (3) 事業提案審査 | 1 |
| (4) 最優秀提案の選定 | 1 |
| (5) 落札者の決定 | 1 |
| 4 事業提案審査 | 2 |
| 4.1 基礎審査 | 2 |
| 4.2 定性的審査 | 4 |
| (1) 評価項目と配点 | 4 |
| (2) 得点化の方法 | 7 |
| 4.3 定量的審査 | 7 |
| 4.4 総合審査 | 7 |
| 4.5 落札者の決定 | 7 |
| 4.6 入札者参加者が1者の場合 | 8 |

1 本書の位置付け

本書は、富田林市(以下「市」という。)が富田林市下水道管渠長寿命化PFI事業(以下「本事業」という。)を実施する事業者を選定するにあたって、入札内容を審査し、落札者を決定する際の手順並びに審査要件等を示したもので、入札説明書と一体のものである。

2 審査の方法

2.1 入札方式

本事業は、PFI手法を導入することにより、技術力民間調達等の民間ノウハウを活かし、また民間資金を活用することで、市の財政負担の軽減を図りながら、不明水対策を管更生(工事)と宅地内誤接続解消(工事)の両面から実施することで、管更生工事を効果的に且つ迅速に実施し、将来的な経営状況の悪化に備え、改築需要の増加、及び技術職員の減少の対策を図るものである。

入札審査にあたっては、住民サービスや技術提案を主体とした定性評価に重点を置き、さらに価格提案による定量評価をあわせた総合評価によって審査する、総合評価一般競争入札方式とする。

2.2 選定委員会

入札内容の審査は、富田林市下水道管渠長寿命化PFI事業学識経験者等からなる選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)において最も優秀な提案を選定する。市は、審査委員会による審査結果に基づいて、最優秀提案を行った者を落札者と決定する。

なお、審査委員会の審査は非公開とするが、審査結果の公表後に審査講評並びに委員名を公開する。

3 審査の手順

審査の手順は以下のとおりとする。なお、提案内容を確認するため、必要な場合は、別途ヒアリングを行うことがある。

(1) 資格審査

入札説明書に示す参加資格確認書類等により、入札者の参加資格要件を審査する。

(2) 入札価格審査

入札者が提案する義務事業費の合計価格(税抜)を入札価格として審査する。

(3) 事業提案審査

入札者が提出する提案書に記載された内容を審査する。なお、要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は審査対象外とする。

事業提案審査は、価格部分に関する定量的審査結果と、計画や企画部分に関する定性的審査結果による総合評価とする。

(4) 最優秀提案の選定

総合得点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

(5) 落札者の決定

市は最優秀提案を行った入札者を落札者と決定し、その結果を速やかに公表する。

これらの審査手順を図1「審査の手順」に示す。

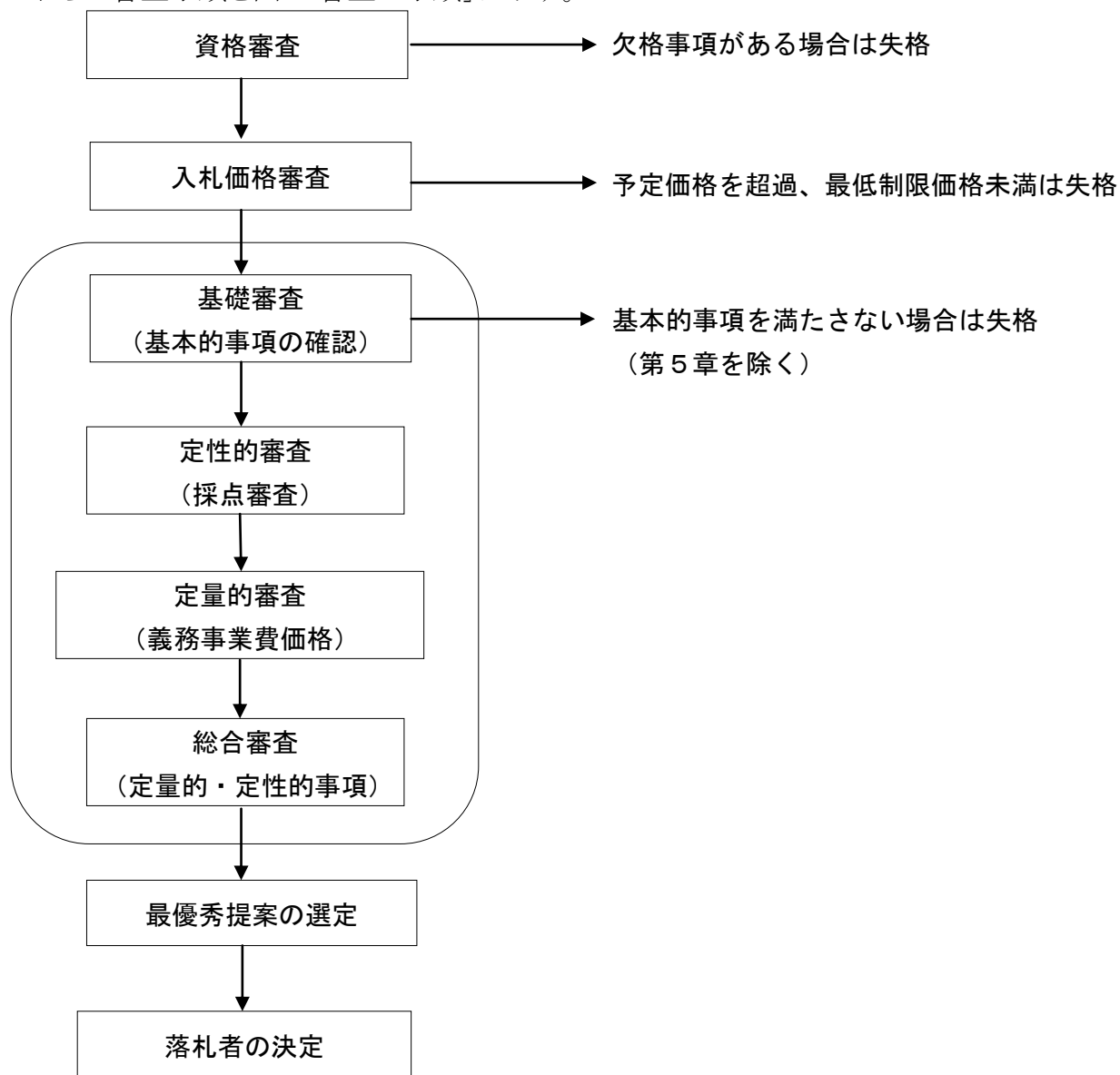


図 1 審査の手順

4 事業提案審査

4.1 基礎審査

事業提案が表 1「事業提案の審査要件」の審査要件を満たしていない場合は失格とする。

表 1 事業提案の審査要件

| 分類 | | 評価項目 | 審査要件 |
|--------------------------|-----|---|--|
| 第1章 市費用の低減化 に関する事項 | (1) | 建設等コストの低減 | 業務要求水準書に記載の 2.2.1 「義務事業に係るコストの考え方」の表1の項目について価格の記載があること |
| | (2) | 無償で対応できる修繕業務内容及び費用の範囲 | サービス内容について具体的例示があるか |
| 第2章 義務事業に関する事項 | (1) | 管更生工事 | 入札説明書等に示した規格を全て満たしているか |
| | (2) | 人孔蓋取替工事 | 入札説明書等に示した規格を全て満たしているか |
| | (3) | 管更生工事と人孔蓋取替工事について広報活動の実施方法、住民並びに関係機関等との工事打合せからのフロー及びスケジュール、実施体制 | 広報活動、フロー、スケジュール、責任の範囲が具体的に明記されているか |
| | (4) | 管更生工事と人孔蓋取替工事の標準仕様と標準工事手順 | 工事標準仕様書とそのスケジュール、責任の範囲及び実施体制が具体的に明記されているか |
| | (5) | ます及び取付管調査について広報活動の実施方法、住民等との打合せからのフロー及びスケジュール、実施体制 | 広報活動、フロー、スケジュール、責任の範囲が具体的に明記されているか |
| | (6) | 排水設備誤接続調査について広報活動の実施方法、住民等との打合せからのフロー及びスケジュール、実施体制 | 広報活動、フロー、スケジュール、責任の範囲が具体的に明記されているか |
| 第3章 付帯事業に関する事項 | (1) | 排水設備誤接続解消工事を行ってもらう為の住民へ広報活動の実施内容 | 広報活動、フロー、スケジュール、責任の範囲が具体的に明記されているか |

| | | | |
|--|-----|-------------------------------------|---|
| | (2) | 不明水対策の効果測定方法 | 測定方法及び技術的な内容を具体的に明記されているか |
| 第4章 PFI事業者(SP C)の財務基盤、 事業信頼性、技 術力、地域貢献 | (1) | 資金計画、収支計画等の財務基盤 資金計画の確実性、金融機関との調整内容 | 資金調達予定先と調達予定額、調達予定条件及び出資比率が具体的に明記されているか |
| | (2) | 加入する予定の損害保険とのその内容 | 第三者損害保険を初めとする加入保険が具体的に明記されているか |
| | (3) | 市内における公共事業の実績内容(過去10年間の実績) | CORINSの竣工登録等で確認ができるか |
| | (4) | 管工事業の経審の点数 | 審査時点で有効な直近の経審の提出があるか |
| | (5) | 構成員又は協力企業の何れかが富田林市内本店業者 | 富田林市内本店業者であることが確認できるか |
| 第5章 その他 | (1) | 上記以外の項目に関する提案事項 | 上記以外の提案があるか |

4.2 定性的審査

(1) 評価項目と配点

事業提案の定性的事項について表 2「定性的事項の審査の視点」の区分毎に審査の視点に基づき審査し得点化を行なう。

表 2 定性的事項の審査の視点

| 分類 | | 評価項目 | 区分 | 評価配点 | 審査の視点 |
|------------------------------|-----|---|----|------|---|
| 第1章 市費用の低減化に関する事項 (10) | (1) | 建設等コストの低減 | | | |
| | (2) | 無償で対応できる修繕業務内容及び費用の範囲 | 1 | 10点 | 軽微なマンホールの修繕、軽微な誤接続解消工事等事業効果を促進する内容であるか。 |
| 第2章 義務事業に関する事項 (15) | (1) | 管更生工事 | | | |
| | (2) | 人孔蓋取替工事 | | | |
| | (3) | 管更生工事と人孔蓋取替工事について広報活動の実施方法、住民並びに関係機関等との工事打合せからのフロー及びスケジュール、実施体制 | 2 | 5点 | 本事業の主旨を理解したものになっているか。 スケジュールが早期完工となっているか。実効性のある取組の記載となっているか。 |
| | (4) | 管更生工事と人孔蓋取替工事の標準仕様と標準工事手順 | | | |
| | (5) | ます及び取付管調査について広報活動の実施方法、住民等との打合せからのフロー及びスケジュール、実施体制 | 3 | 5点 | 本事業の効果を促進するものになっているか。スケジュールが早期完工となっているか。実効性のある取組の記載となっているか等 |
| | (6) | 排水設備誤接続調査について広報活動の実施方法、住民等との打合せからのフロー及びスケジュール、実施体制 | 4 | 5点 | 本事業の効果を促進するものになっているか。スケジュールが早期完工となっているか。実効性のある取組の記載となっているか等 |

| | | | | | |
|--|-----|--|----|-----|--|
| 第3章 付帯事業に 関する事項 (15) | (1) | 排水設備誤接続解消工 事を行ってもらう為の住 民へ広報活動の実施内 容 | 5 | 5点 | 住民が誤接続であると認識し、解 消するための工事を速やかに着 手してもらう効果的な広報活動で あるか。実効性のある取組の記載 となっているか 等 |
| | (2) | 不明水対策の効果測定 方法 | 6 | 10点 | 事業前後における最下流部の流 量を比較する事に加えて、不明 水対策の効果の詳細に評価でき る提案であるか。 |
| 第4章 PFI事業者 (SPC)の財 務基盤、事業 信頼性、技術 力、地域貢献 (15) | (1) | 資金計画、収支計画等 の財務基盤 資金計画の確実性、金 融機関との調整内容 | 7 | 5点 | 資金調達予定先と調達予定額、 調達予定条件(金利等)に妥当 性があるか。予定金融機関への 返済計画に妥当性があるか |
| | (2) | 加入する予定の損害保 険とのその内容 | 8 | 1点 | 第三者損害保険を初めとする加 入保険とその内容が適切である か |
| | (3) | 市内における公共事業 の実績内容(過去10年 間の実績) | 9 | 2点 | 左記について確認できるか (CORINS、契約書等) |
| | (4) | 管工事業の経審の点数 | 10 | 2点 | 管工事業の経審は何点か(構成 員において管更生工事の入札参 加登録をしている者)。 |
| | (5) | 構成員又は協力企業 の何れかが富田林市 内本店業者 | 11 | 5点 | 市内業者が参加する意義が明確 となっているか。 市内業者が活躍できる体制とな っているか。 |
| 第5章 その他 (5) | (1) | 上記以外の項目に関す る提案事項 | 12 | 5点 | 評価項目にない内容で本事業の 実施に実効性のある取組の記載 があるか |
| 合計(満点) | | | | 60点 | |

定性的得点＝上記定性的事項の評価配点の合計×70/60

※得点は、少数点以下第2位を四捨五入し小数点第1位まで求める。

(2)得点化の方法

事業提案は、定性的事項の評価項目ごとに、表3の「定性的事項における得点化の方法」に示すAからEの1～10段階のいずれかに評価し得点化を行う。

評価項目ごとの得点は、各委員それぞれの事前評価を参考に、審査委員会における委員の合議により決定する。

表3 定性的事項における得点化の方法

| 評価 | 評価の意味 | | | 定性得点 | | | | | | |
|----|---------|---|---|------|---|---|----|---|---|---|
| | | | | | | | | | | |
| A1 | 特に優れている | 良 | 優 | 1 | 2 | 5 | 10 | | | |
| A2 | | | | | | 9 | | | | |
| B1 | 優れている | | 良 | | 1 | 1 | 4 | 8 | | |
| B2 | | | | | | | 7 | | | |
| C1 | 普通 | 良 | 1 | 1 | 3 | 6 | | | | |
| C2 | | | | | | 5 | | | | |
| D1 | やや劣っている | 可 | 可 | 0 | 0 | 2 | 4 | | | |
| D2 | | | | | | | 3 | | | |
| E1 | 劣っている | | 可 | | | 可 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| E2 | | | | | | | | | | 1 |
| F | 評価しない | | | | | 0 | 0 | | | |

4.3 定量的審査

事業提案の定量的事項である価格提案については、義務事業費合計価格の入札価格(税抜き)を下記の数式により得点化を行う。

$$\text{定量的得点} = (1 - (\text{入札価格} / \text{予定価格})) \times 200$$

※得点は30点を上限とし、少数点以下第2位を四捨五入し小数点第1位まで求める。

4.4 総合審査

定性的得点と定量的得点の和において、最高得点となった提案を最優秀提案とする。なお、複数の提案が同得点で最高得点となった場合、総合的な観点から比較審査し、審査委員会の協議により優秀と判定する提案を最優秀提案として選定する。

4.5 落札者の決定

市は、審査委員会が最優秀提案として選定した提案を行った入札参加者を落札者と決定する。

4.6 入札参加者が1者の場合

入札参加者が1者であった場合も資格審査、入札価格審査、事業提案審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該提案を最優秀提案と選定する。

なお、資格審査、入札価格審査において失格となった場合及び事業提案審査において事業者として適切ではないと判定された場合は、本件入札は成立しないものとする。